

## 受動喫煙を防止するための条例について

### 【条例の目的】 受動喫煙による健康被害を防止し、市民の健康を守る

喫煙やたばこの販売が容認されている以上、非喫煙者の受動喫煙を完全に防ぐことは困難です。

本条例の目的は、公共の場所における受動喫煙の機会を極力減少させることにあります。

### 【主な手法】 屋外空間における喫煙を規制する

国は、2020 年に予定される東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、健康増進法を改正し、屋内空間を中心とした受動喫煙防止対策を進めようとしています。

本市では、この法律の適用が及ばない「屋外空間」における受動喫煙防止対策に取り組めます。

以上を基本とし、次の事項について御審議いただきます。

1. 規制の範囲と方法
2. 違反者に対する罰則
3. その他、目的を達成するために必要な事項

なお、審議の過程において、商工業関係団体や町会・自治会関係者などからの意見聴取を予定しております。